

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 22 日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行
及び公費支援の具体的内容について

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、今般、日本薬剤師会を通じ厚生労働省医薬局総務課より標記に関する通知がありました。

つきましては、貴地区薬剤師会会員へのご周知をよろしく願いいたします。

なお、別添につきましては約 50 頁ございますので、下記 URL よりご確認ください
さいますようお願い申し上げます。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147051.pdf>

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する 10 月以降の見直し等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147042.pdf>

東京都薬剤師会 薬局業務課
TEL : 03-3294-0271
Mail : gyomu@toyaku.or.jp

日薬業発第213号
令和5年9月19日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の
医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容が決定され、厚生労働省医薬局総務課より本会宛周知依頼方連絡がありましたのでお知らせいたします。

10月以降、新型コロナウイルス感染症治療薬の活用は医療提供体制の維持の観点から引き続き重要であることに鑑み、他の疾病との公平性も踏まえつつ、一定の自己負担を求めた上で公費支援を継続することとされました [p29-30]。

このほか薬局に関係する事項としては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更時から引き続き（令和5年3月23日付け日薬業発第496号）、一般流通する経口抗ウイルス薬を在庫する薬局のリストの作成・公表 [p9-10]、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の用意等の住民への呼びかけと医療用検査キットの薬局販売の継続 [p11]、オンライン診療・オンライン服薬指導の活用 [p27-28]、都道府県における「移行計画」の見直し [p28-29]、等です。

貴会におかれましては、地域の医薬品提供体制の引き続きの確保について格別のご高配を賜りますとともに、貴会会員への周知につきましてもよろしくお願い申し上げます。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月19日、厚生労働省医薬局総務課事務連絡）

（参考）新型コロナウイルス感染症に関する10月以降の見直し等について

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 1 9 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部(局)宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。